

銀の馬車道魅力PR「飲食等クーポン冊子」作成業務委託
企画提案コンペ募集要項

1 事業の名称

銀の馬車道魅力PR「飲食等クーポン冊子」作成業務委託

2 業務概要

(1)目的

銀の馬車道 150 周年を記念し、銀の馬車道沿線の飲食店等を周遊するクーポン冊子を作成することで、銀の馬車道の魅力を PR するとともに、銀の馬車道沿線である姫路市、福崎町、市川町、神河町、朝来市(以下「管内」という。)における地域の活性化を図る。

(2)業務内容

詳細は別添仕様書のとおり

(3)事業費

3,250 千円以内(消費税及び地方消費税を含む)

(4)契約期間

契約締結日から令和 9 年3月31日(水)まで

3 契約に関する事項

(1)契約形態

委託契約

(2)契約内容

受託者決定後、銀の馬車道ネットワーク協議会(以下「協議会」という。)と受託者の双方協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。その際、提案内容を修正し、又は変更することがある。

(3)委託料の支払い

委託料の支払いは、業務終了後に提出される実績報告書に基づき、協議会が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認した上で受託者に支払う。

(4)契約保証金

兵庫県財務規則第100条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

(5)再委託

本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を協議会に提出し、協議会の書面による承認を得た場合は、協議会が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は協議会に対し全ての責任を負うものとする。

(6)契約の解除

ア 委託契約書に記載する条項に違反があったときは、契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。

イ 上記(ア)により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

(7) 契約終了時の業務の引継ぎ、移行支援

契約が終了又は解除された場合、協議会が継続して本事業を遂行できるよう必要な措置を講じるか、又は第三者に移行する作業を支援するものとし、協議会の指示に従いデータ抽出やドキュメントの提供を行うこと。

(8) 機密保持

受託者は本契約により受託した業務に関して知り得た秘密を、第三者に開示・公表・配布してはならない。

4 応募資格

企画提案コンペに参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること
- (2) 業務の実施にあたり、協議会との打合せや問い合わせ等に適切に対応できること
- (3) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること
- (4) 兵庫県情報セキュリティ対策指針を満たす対策を講じることができること。またシステム障害時には迅速に対応できる体制がとれること
- (5) 業務内容について、守秘義務を遵守できること
- (6) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額)以上の賃金の支払その他特定労働者の適正な労働条件を確保していること
- (7) 次のいずれかに該当しないこと
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 兵庫県(以下、「県」と言う)の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法(平成14年法律154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 県税、市税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者
- (8) 共同体による参加の場合は、すべての構成員が、前記(1)から(7)までの各要件を満たしており、本企画提案コンペに関して他の共同体の構成員を兼ねておらず、単独での参加もしていないこと。又、全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とし、参加申出書類提出後、代表者及び連合体を構成する団体(構成員)の変更は認めない。

5 実施スケジュール

本業務にかかるスケジュールは次のとおりとする。

公募開始	令和8年5月19日(火)
質問受付締切	令和8年5月25日(月) 午後5時まで
質問回答	令和8年5月28日(木)を予定
応募書類提出期限	令和8年6月5日(金) 午後5時まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月中旬を予定
選考結果通知	令和8年6月中旬を予定
契約締結	令和8年6月下旬を予定

6 応募方法及び提出書類

(1) 提出及び問合せ先

銀の馬車道ネットワーク協議会事務局(兵庫県中播磨県民センター 県民躍動室 県民課産業観光担当内)

〒670-0947 姫路市北条 1-98

TEL:079-281-9059(直通) FAX:079-285-1102

E-mail: ginbasha@outlook.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布方法

協議会公式ホームページに掲載する。(https://www.gin-basha.jp/)

(3) 企画提案書の内容及び作成方法

前記2(1)の目的及び仕様書の内容を踏まえ、以下の項目が記載された企画提案書を作成すること

ア 内容

- ① クーポン冊子デザインの企画提案(特徴、作成意図等を記載)
 - ・表紙
 - ・飲食等のクーポンの内容がイメージできる冊子タイトルの提案
 - ・銀の馬車道紹介ページ
 - ・店舗紹介ページ
- ② クーポン冊子の利用促進につながる配布先や PR 手法の企画提案
 - ・利用促進につながる理由、考え方
- ③ 掲載店舗の募集方法の企画提案
- ④ クーポン冊子利用状況調査(アンケート)手法の企画提案
 - ・クーポン冊子の事業効果分析につながる調査項目案
 - ・回答率を向上させる手法(利用者・掲載店舗)
- ⑤ 実施体制
 - ・本業務のスケジュール、工程表
 - ・業務遂行にあたっての組織体制(スタッフの人数、役割、専門分野等)
- ⑥ その他、特筆すべき事項やアピール点(任意)

イ 作成方法

A4判両面で10枚(20頁)以内(ただし、表紙、目次は含まない)とし、ページ番号を付すこと。写真、図等の使用も可とする。

(4)受付期間

令和8年5月19日(火)から6月5日(金)までの午前9時から午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く)

(5)提出方法

郵送または持参すること。郵送による場合には、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和8年6月5日(金)午後5時までに事務局に到着するように提出すること。

(6)提出書類及び提出部数

- | | |
|---------------------|---------------------|
| ① 企画提案コンペ応募申請書(様式1) | 9部 |
| ② 事業者概要(様式2) | 9部 |
| ③ 共同事業体構成表(様式3) | 9部 |
| ④ 業務分担予定表(様式4) | 9部 |
| ⑤ 共同事業体委任状(様式5) | 9部 |
| ⑥ 企画提案書(様式6) | 9部 |
| ⑦ 提案内容を説明する書類 | 9部(様式任意、原則として A3 版) |

※左肩ホッチキス止め、製本等の装飾不要

- | | |
|--------------------|----|
| ⑧ 経費積算見積書(様式7) | 9部 |
| ⑨ その他添付書類(会社概要等) | 1部 |
| ⑩ 県税に滞納がないことを証する書類 | 1部 |

(提出の日において発行から3ヶ月以内のもの。但し、兵庫県の入札参加資格名簿登載の事業者は除く。)

(7)注意事項

- ① 提案書の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- ② 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。

(8)留意事項

提出書類を取り下げ辞退する場合は、「辞退届」(様式9)を、原則として、電子メールアドレスに提出すること

7 募集要項に関する質問の受付

募集要項等に関する質問は、次により受け付ける。

(1)受付期間

令和8年5月19日(火)から5月25日(月)午後5時まで

(2)提出方法

質問票[様式8]に簡潔に記入の上、原則として、電子メールにより提出すること。件名には「【質問】銀の馬車道魅力 PR「飲食等クーポン冊子」作成業務に関する質問」と明記すること

(3)提出先

上記6(1)の「提出及び問合せ先」に同じ。

(4)質問に対する回答

令和8年5月28日(木)までに質問者に回答を予定。なお、同種の質問が想定されるもの等について銀の馬車道ネットワーク協議会 HP に掲載する。

(5)その他

提出書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。

8 審査

(1) 選定方法

審査委員会を設置し、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションを実施の上、下記(2)の審査基準に基づき審査し、業務を委託するものを選定する。なお、必要に応じて提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査基準

審査項目		審査基準
企画提案内容	デザイン	【表紙】 ・ 銀の馬車道 150 周年の PR をしている意図が汲み取れるか ・ 飲食等クーポンの内容がイメージしやすい冊子タイトルとなっているか 【銀の馬車道紹介ページ 2p構成】 ・ 銀の馬車道の PR につながる内容となっているか 【店舗紹介ページ】 ・ 掲載店舗の魅力を引き出すデザインとなっているか
	クーポン冊子の利用促進につながる配布先や PR 手法	・ 冊子が掲載店舗での利用につながる層へ届きやすい効果的な配布方法や PR 手法となっているか
	掲載店舗の募集方法	・ 魅力ある店舗の掲載につながる募集方法となっているか ・ 掲載店舗数を十分に確保できる募集方法となっているか
	クーポン冊子利用状況調査(アンケート)手法	・ クーポン冊子の事業効果の分析につながる調査項目となっているか ・ 回答率の向上につながる手法となっているか(利用者・掲載店舗)
実施体制	・ 提案内容について、適切な業務を期限内に提供できる人材を確保した体制となっており、役割分担、責任の所在が具体的に示されているか。 ・ 実施可能なスケジュールとなっているか。	
業務実績	・ 本業務と同種又は類似業務の実績があり、必要な技術力・遂行力等を有しているか。	
経費	・ 提案内容に対し妥当な経費積算となっているか。	
全体評価	・ 提案内容が事業目的及び仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか。 ・ 提案内容が効果的な企画・提案であるか。 ・ 業務を遂行するにあたっての創意工夫等を行っているか。	

(3) プレゼンテーション審査

ア 開催日時

6月中旬を予定

イ 場所

兵庫県中播磨県民センター姫路総合庁舎を予定
〒670-0947 姫路市北条 1-98

ウ 時間構成

1者につき15分程度(別途、準備5分、質疑応答10分程度あり)

エ 内容・方法

- ① プレゼンテーションは、上記6提出書類を受け付けた順に個別に実施する。
- ② 上記6(3)の企画提案書について口頭にて説明を行うこと。資料の追加・変更は認めない。
- ③ プレゼンテーションで、スライドや映像を使用する場合は事前に連絡すること。モニターはこちらで用意するが、それ以外に必要な機材(パソコン等)は応募提案者で用意すること。なお、持ち込みのパソコンとモニターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続とする。
- ④ プレゼンテーションに出席できる人数は4人までとし、提案業務に関係のない者はプレゼンテーションの審査委員会の総意により退席を命じる場合がある。
- ⑤ 審査は非公開とし、審査内容に関する問い合わせについては一切回答しない。

(4)失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 上記4の応募資格に該当しない場合
- イ プレゼンテーションに出席できない場合
- ウ 要項に違反又は著しく逸脱した場合
- エ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- オ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- カ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- キ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ク 提案書類において業務仕様書に規定する総事業費(消費税込み)を超過した場合
- ケ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

(5)審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して文書で通知する。

9 留意事項

(1)提出書類について

- ア 応募受付後、電話等で事業内容等を確認する必要があるため、応募団体における担当者名の連絡先は、平日の昼間に連絡が可能なものを記入すること
- イ 申出書類、企画提案書の作成や提出、プレゼンテーション等、当企画提案コンペにかかる費用は、応募する者の負担とする。
- ウ 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。
- エ 提出書類は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。
- オ 提出書類は非公開とする。
- カ 提出書類について、この書面及び別添の様式に適合しない場合は無効とすることがある。

(2)業務執行について

- ア 受託者は、本業務が委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な業務及び経費の執行に努めることとする。
- イ 成果物にかかる著作権及び二次利用にかかる権利は、兵庫県に帰属する。
- ウ 購入した財産は、兵庫県に帰属することとし、業務委託を行った際に生じた特許権等の知的財産権についても同様とする。
- エ 機械・設備等の備品(100千円以上)は、原則リース又はレンタルにより対応すること
- エ 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類(会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等)を業務終了後5年間保存すること
- オ 本業務終了後も含め、兵庫県監査委員や会計検査院等の検査対象となる場合があるため、受託者は、検査対象となった場合、検査に協力すること
- カ 業務の実施により発生した収入は、本事業に充当すること